

# IPO NEWS DIGEST

本資料は、発明推進協会が、諸外国の知的財産庁等の情報を要約したものです。  
情報の内容につきましては正確を期すように努めておりますが、正確性を保証するものではありません。本情報の利用の結果発生するいかなる不利益に対しましてもその責任を負いませんので予めご了承願います。

## <シンガポール IPOS>

### シンガポールで登録の特許・意匠はカンボジアでも権利化 (2015 年 1 月 23 日)

シンガポール知財庁(IPOS)とカンボジア小企業・手工芸省(MIH)との間の覚書締結により、シンガポール及びカンボジア間の特許及び意匠の出願が容易になる。

覚書は、二か国の知財管理体制の緊密な提携により、両国の知財保護をより容易にする目的がある。カンボジアで特許及び意匠を出願する場合は、シンガポールに出願すれば、その後カンボジアで一定の手続後、シンガポールと同様の権利が取得できることになる。

迅速な知財保護を求めるビジネスを支えるために、この IPOS と MIH の連携は、進行中の ASPEC のような特許のワークシェアリングプログラムを補完するものである。

紹介記事全文(英語) :

<http://www.ipos.gov.sg/MediaEvents/Readnews/tabid/873/articleid/302/category/Press%20Releases/parentId/80/year/2015/Default.aspx>

## <インド CGPDTM>

### オリジナルの出願書類が必要な書類 (2015 年 2 月 18 日)

電子出願をした後に、紙での出願書類を提出する出願人がいるが、電子出願と紙出願の内容に差異がある場合がある。このような事態を避けるために、電子出願を優先して処理・審査することとし、以下の書類以外の紙書類の提出は必要なくなる。

1. 委任状
2. 権利証明
3. 譲渡書
4. 認証謄本
5. 翻訳の認証謄本
6. ライセンス契約書
7. 抵当権

## 8. その他公正証書

紹介記事全文(英語) : [http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice\\_19February2015.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice_19February2015.pdf)

---

### <インド CGPDTM>

#### 新特許検索システム InPASS (2015 年 2 月 27 日)

従前の特許検索システム IPAIRS に代わり、InPASS (Indian Patent Advanced Search System)を開発した。IPAIRS ではできなかった、フルテキスト検索が可能となり、ワイルドカード検索等もサポートしている。このため、IPAIRS は将来的に利用不可となる予定です。

※この改正に基づき、発明推進協会作成・発行の「[外国産業財産権管理マニュアル](#)」サイト(ユーザー専用)に検索システムの使用方法についての情報を更新する予定です。

紹介記事全文(英語) : [http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice\\_InPASS\\_27February2015.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice_InPASS_27February2015.pdf)

INPASS (英語) : <http://ipindiaservices.gov.in/publicsearch/>

---

### <アフリカ広域知的財産機関 ARIPO>

#### バンジュール議定書に各国個別の料金を適用 (2015 年 1 月 22 日)

閣僚会議及び評議会等の承認に従い、ARIPO 事務局は、マドリッド議定書を基に各国個別の料金を含めるようにバンジュール議定書を改正した。指定の国及び知財庁での共通料金は、共通料金の選択をした国のみに提供される。

現在まで、バンジュール議定書締結国の 9 カ国の内、タンザニア共和国だけが個別料金を適用している。2015 年 1 月 1 日から、タンザニアに新たな地域商標出願を提出する際は、地域出願が更新されているという点で、出願人はタンザニア共和国により課される個別料金を払わなければならない。他の締結国(ボツワナ、レソト、マラウイ、ナミビア、リベリア、スワジランド、ウガンダ、ジンバブエ)も、個別料金の導入を宣言しているので、今後も適用がありうる。

※バンジュール議定書(Banjul Protocol) : アフリカ広域工業所有権機関(ARIPO)の加盟国内での標章の保護について、1993 年 11 月にガンビア共和国の首都バンジュールで開催の ARIPO 管理委員会で採択されたもので、この議定書の締約国においては、商標登録出願により指定国での商標が保護される。1997 年発効。

紹介記事全文(英語) : <http://www.aripo.org/>

---

## <ヨーロッパ特許庁 EPO>

### 手数料支払書式変更 (2015 年 2 月 12 日)

手数料支払の書式(1010)が変更されました。

記入欄に変更があり、2015 年 3 月 1 日からの利用となります。

※この変更に基づき、発明推進協会作成・発行の「[外国産業財産権管理マニュアル](#)」サイト(ユーザー専用)に検索システムの使用方法についての情報を更新する予定です。

紹介記事全文(英語) :

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2015/02/a22/2015-a22.pdf>

手数料支払書式(英語) :

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/E5966368AABDB483C125725D004E289D/\\$File/1010\\_03\\_15\\_editable\\_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/E5966368AABDB483C125725D004E289D/$File/1010_03_15_editable_en.pdf)

## <マレーシア MyIPO>

### 北部事務所移転 (2015 年 2 月 12 日)

2015 年 2 月より、MyIPO の北部事務所が移転した。

新住所は以下の通り ;

No.77 (GROUND FLOOR), JALAN TODAK 6, SUNWAY PERDANA,  
13700 SEBERANG PERAI TENGAH,  
PULAU PINANG, MALAYSIA

紹介記事全文(英語) :

[http://www.myipo.gov.my/home/-/asset\\_publisher/NDpsoWVBk9OH/content/myipo-northern-zone-office-relocation-notice/maximized?redirect=http%3A%2F%2Fwww.myipo.gov.my%2Fhome%3Fp\\_p\\_id%3D101\\_INSTANCE\\_NDpsoWVBk9OH%26p\\_p\\_lifecycle%3D0%26p\\_p\\_state%3Dnormal%26p\\_p\\_mode%3Dview%26p\\_p\\_col\\_id%3Dcolumn-2%26p\\_p\\_col\\_pos%3D1%26p\\_p\\_col\\_count%3D2](http://www.myipo.gov.my/home/-/asset_publisher/NDpsoWVBk9OH/content/myipo-northern-zone-office-relocation-notice/maximized?redirect=http%3A%2F%2Fwww.myipo.gov.my%2Fhome%3Fp_p_id%3D101_INSTANCE_NDpsoWVBk9OH%26p_p_lifecycle%3D0%26p_p_state%3Dnormal%26p_p_mode%3Dview%26p_p_col_id%3Dcolumn-2%26p_p_col_pos%3D1%26p_p_col_count%3D2)

## <カンボジア >

### マドリッドプロトコル加盟 (2015 年 3 月 5 日)

2015 年 3 月 5 日、カンボジアが 95 カ国目のマドリッドプロトコル加盟国となり、2015 年 6 月 5 日より発効される。この加盟により、カンボジアの商標権所有者は、1 つの国際出願で 110 カ国以上の国で権利を保護することが可能となる。

紹介記事全文(英語) : [http://www.wipo.int/madrid/en/news/2015/news\\_0002.html](http://www.wipo.int/madrid/en/news/2015/news_0002.html)

\*\*\*